○北海道開発局告示第三十八号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年三月二十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年三月二十二日　北海道開発局長　関　博之

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

三百三十六号　北海道広尾郡広尾町字音調津六九四番一地内　北海道開発局及び同局帯広開発建設部

供用開始の期日　平成二十五年三月二十三日

○北海道開発局告示第三十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十五年三月二十二日　北海道開発局長　関　博之

一　施行者の名称　北海道

二　都市計画事業の種類及び名称　三笠都市計画道路事業三・三・一号岩見沢三笠通及び三・四・一〇号幾春別中央通

三　事業施行期間　自平成十二年十月五日至平成二十八年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○沖縄総合事務局告示第三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十五年三月二十二日　沖縄総合事務局長　槌谷　裕司

一　施行者の名称　沖縄県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十四年沖縄総合事務局告示第四号那覇広域都市計画道路事業三・五・二十五号小禄名嘉地線

三　事業施行期間　自平成十四年三月十四日至平成二十七年三月三十一日

四　事業地　収用の部分　変更なし

○沖縄総合事務局告示第四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十五年三月二十二日　沖縄総合事務局長　槌谷　裕司

一　施行者の名称　沖縄県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十四年沖縄総合事務局告示第二十九号那覇広域都市計画道路事業三・五・二十五号小禄名嘉地線

三　事業施行期間　自平成十四年十一月十一日至平成二十七年三月三十一日

四　事業地　収用の部分　変更なし

○沖縄総合事務局告示第五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十五年三月二十二日　沖縄総合事務局長　槌谷　裕司

一　施行者の名称　沖縄県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十八年沖縄総合事務局告示第三十三号那覇広域都市計画道路事業三・二・十三号南風原中央線

三　事業施行期間　自平成十八年七月十二日至平成二十八年三月三十一日

四　事業地　収用の部分　変更なし

○沖縄総合事務局告示第六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十五年三月二十二日　沖縄総合事務局長　槌谷　裕司

一　施行者の名称　沖縄県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十年建設省告示第千五百四十八号那覇広域都市計画道路事業三・四・三十四号県道百五十三号線及び三・四・五号松川石嶺線

三　事業施行期間　自平成十年七月三十日至平成三十年三月三十一日

四　事業地　収用の部分　変更なし

○沖縄総合事務局告示第七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十五年三月二十二日　沖縄総合事務局長　槌谷　裕司

一　施行者の名称　沖縄県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十一年建設省告示第千七百五十二号那覇広域都市計画道路事業三・四・八十五号龍潭線

三　事業施行期間　自平成十一年九月二十四日至平成二十八年三月三十一日

四　事業地　収用の部分　変更なし

官庁報告

労　働

最低工賃の改正決定に関する公示

福島労働局最低工賃公示第１号

家内労働法（昭和45年法律第60号）第10条の規定に基づき、福島県横編ニット製造業最低工賃（平成18年福島労働局最低工賃公示第１号）の全部を次のように改正する決定をしたので、同法第12条第１項の規定により公示する。

平成25年３月22日　福島労働局長　河合　智則

１　適用する家内労働者　福島県の区域内で横編ニット製造業に係る業務に従事する家内労働者

２　適用する委託者　前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者

３　第１号の家内労働者に係る最低工賃額

(1)　手動編機による編立ての業務　次の表の品目欄及び規格欄の区分に応じ、１枚につき、金額欄に掲げる金額

品目	規格						金額
	そで		編み方	糸の種類	2.54センチメートル当たりの針の本数	サイズ	
	長さ	種類					
婦人用　丸首無地プルオーバー	半そで	普通そで	平編み	メリヤス糸（そ毛糸）	7	M	560円
	長そで						720円